

令和5年度 第5回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時等

日時 令和5年8月23日(水)午前11時00分～午前11時30分

場所 徳島地方合同庁舎6会議室

2 出席者

(公益委員)稲倉委員 段野委員 撫養委員

(労側委員)賀川委員 川口委員 辰巳委員 三木委員 山本委員

(使側委員)藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

3 議題

(1) 徳島県最低賃金答申に対する異議申し出に係る諮問及び審議(答申)

(2) 特定最低賃金改正の必要性に係る各専門部会報告、答申及び金額改正諮問

4 議事

段野会長

只今より、本年度第5回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。

事務局は、本日の委員の出席状況、公開の状況について報告してください。

事務局(室長)

本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、審議会全委員の3分の2の10名、又は各側委員の3分の1の各2名以上の出席で成立することとなっております。

本日は10名以上の委員が出席しており、本審議会が有効に成立していることを報告します。

また、本審議会は公開しております。2名の方が傍聴しております。傍聴人のほかに、新聞社の記者も来ておられます。傍聴の方は、傍聴の際の注意事項を守っていただくようお願いします。以上になります。

段野会長

それでは議事に入ります。議題1について、事務局は説明をお願いします。

事務局(室長)

7月6日、第2回本審において徳島県最低賃金の改正決定諮問を行いました。

その後、本審及び専門部会で審議を重ね、8月7日の第4回本審において、徳島労働局長あて答申いただきました。答申は、徳島県最低賃金を41円引上げ、時間額を896円に改正する旨の内容でした。

当局では、答申文の要旨の公示を行い、異議について意見の聴取を行ってまいりました。

公示期間内に異議の申出がありましたので、最低賃金法第11条に基づきまして異議申出についての諮問を行います。それでは局長諮問をお願いします。

(局長が、会長の席の前に進み、諮問文を手渡す。)

事務局（室長）

諮問文の写しを机上に配布しております。事務局より代読させていただきます。

事務局（補佐）

諮問文を代読させていただきます。

徳労発基 0823 第 1 号 令和 5 年 8 月 23 日

徳島地方最低賃金審議会 会長 段野聡子殿 徳島労働局長 竹中郁子

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、徳島県労働組合総連合議長山本正美から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

以上になります。

段野会長

事務局は、異議の申立ての資料説明をお願いします。

事務局（室長）

資料番号 2 をご覧ください。8 月 18 日に徳島県労働組合総連合様から提出された異議申出書になります。異議については、この一つだけとなっております。また、申出者より意見を陳述したい旨の希望がありました。陳述者は山本様とのことです。意見を陳述することについて審議会で諮っていただければと思います。

段野会長

ただ今、事務局から異議申出の経緯について説明いただきました。「徳島県労働組合総連合様」からは意見陳述の希望があったとのことですので、陳述していただいてよろしいですか。

(異議なし)

それでは 5 分程度で意見の陳述をお願いいたします。

山本氏（陳述人）

貴重なお時間をいただきありがとうございます。徳島労連議長の山本です。

今回の決定について異議申出しております。審議会で積極的に議論いただいて、目安から 1 円プラスに全会一致という結論を得ているということと合わせて付帯決議を出していただいたということは評価していますけれど、残念ながら 896 円ということではやはり健康で文化的な生活ができるという意味では低すぎるということが異議の中身です。

もう一つは東京都との地域間格差が 41 円では縮まっていない。率では縮まっているが金額では縮まっていない。全国的にも地域間格差は大きく取り上げられていて、人口流出の多い所とかでは目安に 7 円とか 8 円とかの上積みがされています。

B ランクの中では残念ながら徳島が一番低い。C ランクと比較しても岩手を除いて徳島が沖縄と同額となっている。最低賃金は 1,000 円以上を求めたい。

三番目には、地域間格差の解消を目指して全国一律の最低賃金制度の設立をお願いしたい。

以上簡単ですが意見を述べさせていただきます。

段野会長

ありがとうございました。傍聴席へお戻りください。

それでは、異議申出につきまして審議を行いたいと思います。委員の皆様方から意見をいただきたいと思います。労側の委員いかがでしょうか。

川口委員

今、山本氏から意見をいただきました。意見の中にもありましたが、公・労・使で議論を重ねて、目安プラス1円で全会一致ということで徳島は結審しております。労側としましては目標を1,000円としており、今年は900円を目指すことで審議を続けてまいりました。ただ、議論を重ねていく中で労働者も厳しく、経営者も厳しいことが話し合われ、その結果として41円で全会一致となっております。徳島の結審の後で、5円、6円、7円と上積みする地域が出てまいりました。徳島が最下位を目指して審議した訳ではなく、徳島として労使が目線を合わせて、議論を重ね、この金額でやっていこうとの決意が41円であると思っております。今後、1,000円、1,500円と最低賃金が引上げられる中、公・労・使が来年度以降も議論を続けていきたいと思っておりますので、この金額についてご理解いただけたらと思っております。

段野会長

使側委員はいかがでしょう。

脇田委員

使側としましては、審議を重ねたうえで目安プラス1円で全会一致の結果であると思っております。これについて、いろんなご意見はあるかと思いますが、地域によって生計費が異なるように、最低賃金もある程度の差は認められると思っております。

徳島の後で決めたところが、かなり上積みした結果、徳島が低くなっています。我々が行った審議は目安をベースにしたもので、他県との比較を意識したものではありませんでした。全会一致により結審したというところでご理解いただけたらと思います。

段野会長

ありがとうございました。

当審議会においては、本年度、徳島県の最低賃金をどれだけ引き上げることが良いのかを議論を尽くしてまいりました。

この度の答申は、労働者の生計費や賃金、事業場の賃金支払い能力などを考慮しながら、また、中央最低賃金審議会の目安答申を参考としながら、賃金基礎調査等の統計結果、他県の状況などを総合的に勘案し、公・労・使が真摯に議論を重ねて得られた、全会一致の結論によるものであります。

異議の内容は、最低賃金のさらなる引上げ求める意見です。その申出理由は第3回本審の資料にある意見書のとおりとなっております。また、同意見書については、第3回本審において陳述もいただいており、その意見を考慮して議論されたものと考えております。

従いまして、只今、いただきました委員の意見も踏まえまして、8月7日の答申どおりとすることが適当であると考えます。

皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

段野会長

ありがとうございます。

それでは本日の異議に関する申出については、ただ今の結論で答申させていただきたいと思えます。

事務局は、答申の準備をお願いします。

(答申文案を配布する。)

段野会長

それでは再開します。

事務局は答申文を代読してください。

事務局(補佐)

それでは答申文案を代読させていただきます。

案 令和5年8月23日 徳島労働局長 竹中郁子殿 徳島地方最低賃金審議会 会長 段野聡子

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和5年8月23日貴職から、令和5年8月7日付け徳島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する徳島県労働組合総連合議長山本正美からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記 令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。

以上となります。

段野会長

皆様、この内容で答申してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、局長に答申します。

(局長が答申文を受取る。)

段野会長

事務局は、答申後の手続等について説明をお願いします。

事務局(室長)

本日の答申をもとに、徳島労働局長が徳島県最低賃金を決定します。9月1日付けの官報に公示する予定となっております。官報公示から30日経過後の10月1日に法定日発効する予定となっております。

段野会長

次の議題に移ります。

事務局は、資料の説明をお願いします。

事務局（室長）

特定最低賃金改正の必要性に係る各専門部会報告（答申）、金額改正諮問について説明します。

徳島では「造作材」「一般機械」「電気機械」3つの特定最低賃金があり、「造作材」については、8月17日単独で審議を行い、専門部会で必要性について全会一致が得られませんでした。

配布資料として、部会報告の写しをお手元にお配りしております。

必要性審議においては全会一致を前提としておりますので、必要性有りと結論に至らなかったという内容での答申を行うことになるかと考えます。このため造作材の答申文案をお配りしております。なお、造作材については、今回、金額改正審議を行うことにはなりませんので、金額は改正前のままとなります。また、10月1日以降は、徳島県最低賃金が造作材の特定最低賃金を上回り、造作材が適用されていた労働者には、徳島県最低賃金が適用されることとなります。

一般機械と電気機械については、全会一致により「必要性有り」との結論に達しました。

専門部会において、全会一致の結論がありましたので、各部会において、報告を作成し、答申まで行っております。

配布資料として部会報告と各部会で行われた答申文の写しをお配りしております。

資料は以上になります。

段野会長

まず、全会一致に至らなかった造作材の部会の答申文案を確認したいと思います。

念のため事務局は答申文案を代読願います。

事務局（補佐）

それでは、造作材の答申文案を読み上げさせていただきます。

令和5年8月23日 徳島労働局長 竹中郁子殿 徳島地方最低賃金審議会 会長 段野聡子
徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和5年7月6日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りと結論に達し得なかったので答申する。

段野会長

よろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは局長様に答申文をお渡ししたいと思います。

(局長が答申文を受けとる。)

段野会長

事務局は特定最低賃金の答申後の手続について説明をお願いします。

事務局(室長)

先に開催しました合同専門部会において、一般機械と電気機械の特定最低賃金額の改正の必要性があるとの答申をいただいております。このため、この二つの特定最低賃金額についてのみ、改正審議を行うよう徳島労働局長から改正金額に係る諮問を行います。

局長、よろしく申し上げます。

(局長が諮問文を手渡す。)

段野会長

事務局は諮問文のうち、機械の特定最賃の諮問文について代読をお願いします。

事務局(補佐)

それでは諮問文を代読をさせていただきます。

徳労発基 0823 第 2 号 令和 5 年 8 月 23 日

徳島地方最低賃金審議会 会長 段野聡子殿 徳島労働局長 竹中郁子

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記 徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成 20 年徳島労働局最低賃金公示第 2 号)

以上となります。

段野会長

事務局は、金額改正審議についての手続き、日程等について説明をお願いします。

事務局(室長)

金額改正の諮問を行いましたので、県最賃と同様、最低賃金法第 25 条第 5 項に基づき、本日付で関係労使からの意見を聴取するための公示を行います。金額改正の審議は、各特定最低賃金専門部会ごとに行います。先に開催されました合同専門部会で日程調整をしておりますので、ご報告いたします。

「一般機械」は 9 月 26 日 10 時から、10 月 13 日 13 時半から、予備日が 10 月 18 日 10 時からとなっております。

「電気機械」は 10 月 12 日 13 時半から、10 月 19 日 13 時半から、予備日が 10 月 20 日 13 時半からとなっております。

各専門部会の会場は、後ほど事務局よりメールにてお送りいたします開催案内通知にてお知らせいたしますのでご確認ください。

なお、特定最低賃金の発効日を例年どおりの12月21日としますと、答申の期限は10月23日となります。特定最低賃金の審議につきましては、全会一致が基本ですので、労・使双方のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

なお、最低賃金審議会令第6条第5項に基づきまして「専門部会で全会一致の議決が行われたときには、その議決をもって審議会の議決とする」ことが、第2回本審において決議されております。このため、全会一致で改正金額が決定しますと、本審を開催することなく専門部会の議決をもって審議会の議決とし答申を行うこととなります。全会一致とならず採決によって専門部会報告を取りまとめた場合には、本審での審議が必要となります。12月21日に発効させるためには10月23日までに結審することが必要となっていますので、本審の開催が必要となった場合には、改めて各委員のご予定を調整させていただいた上で本審を開催する日をご案内させていただきたいと考えています。

特定最低賃金の金額改正の説明については以上となります。

段野会長

それでは、最後の議題「その他」に移りたいと思いますが、事務局から何かありますでしょうか。

事務局（室長）

2点ほど連絡させていただきます。

1点目は、今年度の実地視察です。一般機械の事業場で選定を進めております。

現在、対象事業場と連絡を取っておりますので、本審委員、一般機械専門部会委員は、質問内容、日程の連絡を後日メールにて連絡させていただきます。

2点目は業務改善助成金についてですが、別途配布させていただいておりますリーフレットのとおり、最低賃金の改正発効前に賃金を引き上げて申請するのがおすすです。徳島労働局ホームページにもリーフレット等の掲載をしております。周知に努めて参りたいと思います。また、業務改善助成金の拡充を図ることを厚生労働大臣が発言しており、近々公表されることをご紹介します。以上となります。

段野会長

委員の皆様方、他に何かありますでしょうか。

中村委員

一点だけ確認させていただきたいのですが。

付帯決議について事務局で作っていただいたのですが、内容について十分議論を尽くす時間がなかったので今後は労使から付帯決議を作ることを提案いただいて、早めに議論をしていただけたらと思います。

事務局（部長）

ご指摘のとおり短い時間をお願いすることになり、十分議論が尽くせませんでした。おそらく今後も付帯決議をつけていくものとして、早い段階で委員からご意見をいただいた上で、事務局

で付帯決議案を作成し、お諮りするという流れもあると思います。どのように作成していくかを事前にご相談させていただき、来年度はもう少し時間に余裕をもって作成できるようにしたいと思っております。

中村委員

ありがとうございました。

段野会長

ほかにご意見はございますでしょうか。

それではここで、竹中局長様よりご挨拶をお願いします。

局長

本日は諮問いたしました「徳島県最低賃金に対する異議申出」につきまして、審議のうえ答申をいただき、誠にありがとうございました。

今年の徳島県最低賃金につきましては、中央で示された目安に1円上積みし、41円引上げという結論に、全会一致で至り、10月1日発効としたことは、県民に対して労使が協調して最低賃金を上げるという強いメッセージであると理解します。

今回の結論はそれぞれの立場がある中で、真摯なご議論を重ねていただいた結果だと承知しております。

本日の答申の内容に沿って、令和5年度の最低賃金改正決定を進めさせていただきたいと考えております。

徳島労働局としては、答申いただきました最低賃金額の周知に一層努めますとともに、確実な履行確保に最善を尽くしてまいりたいと思っております。また、最低賃金の引上げにより大きな影響を受ける中小企業事業主への支援にも努めてまいりたいと考えております。

今後とも労働行政に対する特段のご支援をお願い申し上げますとともに、本日、諮問させていただきました特定最低賃金の金額改正審議につきましても、引き続き、労使の協力によって円滑に審議いただき、徳島県民が納得できる結論となりますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

段野会長

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会は閉会いたします。

皆様、ありがとうございました。

(閉会)